

令和 5 年 3 月 14 日

三重県知事殿

三重県四日市市高角町西出口1566
医療法人報謝会
理事長 井上健司
電話番号 059(325)3776

決 算 届

令和4年1月1日から令和4年12月31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

《添付書類》

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書



事業報告書
(自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人報謝会
① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
出資額限度法人 その他
③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 三重県四日市市高角町西出口1566
- (3) 設立認可年月日 令和元年11月 1日
- (4) 設立登記年月日 令和元年11月21日

2 事業の概要

- (1) 本来業務
診療所 いのうえ整形外科 三重県四日市市高角町西出口1566
- (2) 当該会計年度内に社員総会で議決した事項
- | | |
|------------|---------------------|
| 令和4年 2月23日 | 令和3年度 決算の決定 |
| 令和4年12月31日 | 令和5年度 事業計画及び収支予算の決定 |

法人名 医療法人 報 謝 会

所在地 三重県四日市市高角町西出口1566

財 産 目 録
(令和4年12月31日現在)

1. 資 産 額	336,200 千円
2. 負 債 額	211,320 千円
3. 純 資 産 額	124,879 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	287,724
B 固 定 資 産	48,476
C 資 産 合 計	336,200
E 負 債 合 計	211,320
F 純 資 産	124,879

土 地	(<input type="checkbox"/> 法人所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物	(<input type="checkbox"/> 法人所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 医療法人報謝会

所在地 三重県四日市市高角町西出口1566

貸借対照表
(令和4年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	287,724	I 流動負債	78,663
II 固定資産	48,476	II 固定負債	132,656
1 有形固定資産	46,033	負債合計	211,320
2 無形固定資産	0	純資産の部	
3 その他の資産	2,442	科目	金額
III 繰延資産	0	I 基金	10,000
		II 利益剰余金	114,879
		純資産合計	124,879
資産合計	336,200	負債・純資産合計	336,200

法人名 医療法人 報 謝 会

所在地 三重県四日市市高角町西出口1566

損 益 計 算 書
(自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	327,449
2 事業費用	241,423
事業利益	86,026
II 事業外収益	901
III 事業外費用	489
経常利益	86,438
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	86,438
法人税等	22,330
当期純利益	64,108

監 事 監 査 報 告 書

医療法人報謝会
理事長 井上 健司 殿

私は、医療法人報謝会の令和4会計年度（令和4年1月1日から令和4年12月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和5年2月23日
医療法人報謝会
監事 伊藤 真利奈